

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度河内町一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

98,940 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	70,321	39,199	0	31,122	6,172
	介護保険	437,274	377,383	0	59,891	11,877
	後期高齢者医療	220,289	27,023	0	193,266	38,329
社会福祉	児童福祉	227,976	122,116	9,530	96,330	19,104
	老人福祉	10,368	0	0	10,368	2,056
	障害者福祉	6,100	4,974	0	1,126	223
	医療福祉	60,450	26,203	0	34,247	6,792
保健衛生	保健総務	10,312	0	0	10,312	2,045
	母子健康指導	4,294	150	0	4,144	822
	疾病予防	48,089	0	0	48,089	9,537
	健康づくり	10,000	0	0	10,000	1,983
合計		1,105,473	597,048	9,530	498,895	98,940

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。